

# 平成28年度函館市地域包括支援センター体制について

資料4

## 1 平成28年度体制(平成28年4月1日現在)

### (1) 配置基準職員(全て常勤)の配置状況

(単位:人)

圏域	高齢者人口 (H28.3.31現在)	地域包括支援センター					合計	ブランチ		
		保健師	社会福祉士	主任 ケアマネジャー	3職種 合計	事務員		准看護師	専任	兼任
		専任	専任	専任		専任				
西部 あさひ	7,643	1	2	1	4	1	5			
中央部第1 こん中央	8,816	1	1	2	4	1	5			
中央部第2 ときとう	8,922	1	2	1	4	1	5			
東央部第1 ゆのかわ	10,640	1	2	2	5	1	6			
東央部第2 たかおか	9,437	2	2	1	5	※0	5			
北東部第1 西堀	7,370	1	1	2	4	1	5			
北東部第2 亀田	9,658	1	2	2	5	1	6			
北東部第3 神山	10,373	1	2	2	5	1	6			
北部 よろこび	8,679	2	1	1	4	1	5			
東部 社協	5,119	1	1	1	3	1	4	0	1	
合計	86,657	12	16	15	43	9	52	0	1	

※平成28年4月25日付け1名配置

### (2) 配置基準外職員(常勤または非常勤)の配置状況

(単位:人)

圏域	高齢者人口 (H28.3.31現在)	地域包括支援センター								合計	
		保健師		社会福祉士		主任 ケアマネジャー		事務員		専任	兼任
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任		
西部 あさひ	7,643	2			1	2		1		5	1
中央部第1 こん中央	8,816			1				2		3	0
中央部第2 ときとう	8,922					2		1	1	4	0
東央部第1 ゆのかわ	10,640							4	1	5	0
東央部第2 たかおか	9,437							2		2	0
北東部第1 西堀	7,370	1		1				1		3	0
北東部第2 亀田	9,658	1				1				2	0
北東部第3 神山	10,373			1		1				2	0
北部 よろこび	8,679	1		2		1		3		7	0
東部 社協	5,119							1		1	0
合計	86,657	5	0	5	1	7	0	15	0	34	1

## 2 配置基準職員の推移

(単位:人)

圏 域	平成27年度			平成28年度		
	3職種	事務員	ランチ	3職種	事務員	ランチ
	全て専任			全て専任		専任または 兼務
西 部				4	1	
中央部第1				4	1	
中央部第2				4	1	
東中央部第1				5	1	
東中央部第2				5	1	
北東部第1				4	1	
北東部第2				5	1	
北東部第3				5	1	
北 部				4	1	
東 部				3	1	1
合 計	43	6	4	43	10	1

### 【参考】職員配置基準の考え方

- ・ 高齢者人口3,000人～6,000人に対し3職種各1人を配置するとして条例に基づき、6,000人以上のセンターは、高齢者人口が2,000人増加するごとに3職種1名を配置する。高齢者人口推計は、第6期函館市介護保険事業計画の日常生活圏域別高齢者人口の推計を用いる。
- ・ 3職種の配置基準は、基準に基づく職員数の小数点第1位を四捨五入した整数の値とする。
- ・ 3職種の職種別(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の配置については、職員配置基準を3で除した数の整数の値とする。余りが1の場合は、各法人の判断により1人配置することとする。余りが2の場合は、職種が重複しないかたちで2人配置する。

### 【参考】予防プラン(指定介護予防支援業務)担当件数の上限

- ・ 委託業務である地域支援事業の充実、予防プランのケアマネジメントの適正化、さらには質の向上を図ることを目的とし、配置基準職員の予防プランの担当件数に上限を設ける。
- ・ 職員配置基準3職種のうち1人を地域支援事業専任(予防プランを担当しない)とする。
- ・ 職員配置基準3職種(地域支援事業専任は除く)の予防プラン担当件数(包括直営のみ)は、一人月50件を上限とする。
- ・ 職員配置基準3職種一人当たりの予防プラン担当件数(包括直営のみ)の平均は月33.3件を上限とする。